

# 熊本市のひとり親家庭の現状と課題についての一考察

## —中学生の子を持つ母子家庭を中心に

山 西 裕 美  
伊 藤 良 高  
出 川 聖尚子

### 要 旨

格差社会や子どもの貧困が問題になる今日、日本における子どもやひとり親家庭の相対的貧困率は深刻な数字を示している。さらに、近年の世界的なワークフェア施策の展開は、従来の日本の母子福祉施策にも大きな影響を及ぼしている。

熊本学園大学は、2007年に熊本市と「熊本市ひとり親家庭児童訪問援助事業」について協定書を取り交わし、以降熊本市内のひとり親家庭支援において連携を図っている。本稿は、この協定に基づき社会福祉学部で実施しているひとり親家庭等児童への学生ボランティア派遣の取り組みについてや、高校進学を控えた中学生の子を持つひとり親家庭の母親対象に昨年実施したアンケート調査を行った分析結果に基づき、地方都市に暮らすひとり親家庭の現状と課題について分析考察を行った。

その結果、ひとり親家庭の母親はそのほとんどが働いているにもかかわらず、総じて暮らし向きがかなり厳しく、別れた子どもの父親からも養育費を受けていない。さらに母親の最終学歴によって、交流や養護・しつけなどの家庭における子どもへの養育内容や子どもに対する教育アスピレーションが異なり、そのことが子ども手当の使用方法にも影響を与えており、社会的階層連鎖の可能性が懸念された。ひとり親家庭への支援施策においても、就労支援のみならず、親の子どもとの関わり方や教育への関心を高め、親子がゆとりをもって生活ができ、子どもが将来に希望が持てるような施策内容の展開が期待される。

## 1. はじめに

地方都市に暮らすひとり親家庭<sup>注1)</sup>に対する地域特性から生じる様々な生活課題や子育てに関する問題についてはこれまでほとんど論じられることが無かった。

格差社会や子どもの貧困が問題になる今日、日本における子どもやひとり親の家庭の相対的貧困率は深刻な数字を示している。2000年代半ばのOECDデータによると、加盟国中日本の相対的貧困率は14.9%、子どもの貧困率は13.7%で19位である。7人に1人の子どもが貧困であることが判明

し、状況は深刻であることが判明した。

厚生労働省が2011年7月に公表した「平成22年国民生活基礎調査の概況」では、2009年の日本における相対的貧困率は16.0%、子どもの貧困率は15.7%とさらに上昇しており、ひとり親世帯における貧困率は50.8%と半数のひとり親家庭が貧困線以下の生活であることが分かった<sup>注2)</sup>。

このように、ひとり親家庭における経済問題の厳しさは顕著であるが、産業基盤の脆弱な地方都市に暮らすひとり親の場合は、なおさら厳しい状況である。全国的に離婚件数が増加し、ひとり親世帯数も増加している。地方都市でも例外ではなく、未婚の子どもを持つひとり親家庭、特に母子家庭の世帯割合は全国平均よりも高い一方で、地域や学校での偏見など社会的排除の問題もある。

さらに1980年代からの世界的な経済・雇用情勢の悪化を背景に、社会保障や福祉分野では、ワークフェア(welfare-to-work)施策による福祉と就労の再編成が進められている。特に、ひとり親家庭の増加が著しいアメリカで1996年にAFDC(要扶養児童家族扶助)からTANF(貧困家族一時扶助)へ福祉改革が図られその端を発して以来、ワークフェアはヨーロッパやオセアニアなど、急速なスピードで広がっている<sup>1)</sup>。

日本でも、2002年の母子家庭自立支援対策大綱策定により、ひとり親家庭に対してワークフェア施策が本格的に導入されることになった。児童扶養手当支給停止などの一部凍結はされているが、現在、各自治体において就労による自立支援への取り組みが進められている<sup>注3)</sup>。しかし、母子家庭による生活保護の受給率は2009年で7.8%と保護受給世帯構成割合の中ではむしろ大変低い。また、厚生労働省による平成18年11月現在による全国母子世帯等調査結果でも、母子家庭の就労率は84.5%と非常に高い。しかし、就労率が高いといっても、臨時・パートなどの非正規雇用者の43.6%が、常時雇用者の42.5%を上回る。そのため、調査前年度の年間就労収入171万円となり、その他手当等も含む平均年収213万円は同年の国民生活調査に基づく全世帯平均年収563.8万円の37.8%である。日本の場合、働いていても貧困なのが母子家庭の問題である。

そのため、日本のひとり親家庭、特に経済的問題を抱えやすい母子家庭の子どもは家庭生活や教育においても不利な状況を抱えやすい。さらに、子どもの進学に対しても、親の学歴や収入上の不利が子どもの進路や就職に影響を及ぼすという社会階層の再生産や「希望格差社会」が問題視されている<sup>2)</sup>。本稿の研究対象である中学生という高校進学を控えた時点は、子どもの将来の所属階層分化の分岐点にあるともいえる年代である。

昨年度より、中学生までの子どもを持つすべての家庭に対し“子ども手当”が支給開始された。本来は子育てに関する経済的支援が目的として始まった施策ではあるが、このことが一般の子育て家庭はもとより、ひとり親家庭の生活や子どもの育ちに対して有効な影響を持つのかは注目される。

これまで、母子家庭などのひとり親家庭は「見えない」貧困として扱われてきた<sup>3)</sup>。そのため不利な条件下にあるひとり親家庭での子どもの養育については、両親そろった家庭での子育てを普遍化することによって、親の私事として家族の中に閉じ込められてしまうことになってしまっている。しかし、子どもの養育には、両親以外にも多様な社会的資源の活用によってなされるものである<sup>4)</sup>。

熊本学園大学は平成19年4月に熊本市とひとり親家庭等の支援に関する連携協力に関する協定書

を締結し、「熊本市ひとり親家庭児童訪問援助事業」において、過去4年間学生による中学生までの子を持つひとり親家庭の児童に対し訪問援助を行っている。この熊本市との連携による地域でのひとり親家庭支援の実践を踏まえ、市内のひとり親の母子家庭に生じる様々な生活課題や子育てに関する問題について明らかにするため、熊本市の協力を得て、市内在住のひとり親家庭のうち、中学生の子を持つ母子家庭を対象にアンケート調査及びインタビュー調査による共同研究を行っている。本研究は、社会経済的に厳しい状況の中で、ひとり親の家庭における子どもと親の家庭生活や将来の子どもの福利が侵害されないよう、ひとり親家庭における現状と課題について、特に私事として看過されてきた子どもと親との関係を中心に調査研究を行うことを目的で行っている。

本稿では、このアンケート調査結果に加え、さらにひとり親家庭での子育てに対する社会的支援の取り組みの可能性について考察することにする。そのため、まず第2節において、なぜ、日本ではひとり親家庭が不利な状況下で子育てをする状況にあるのかについて、福祉国家論の視点から課題を位置づける。次いで第3節では、研究の契機となった本学が取り組む「熊本市ひとり親家庭児童訪問援助事業」に関する協定提携の経緯と、過去4年間に渡り実際に授業を通じて学生のボランティア育成に取り組んできた成果について報告することにより、ひとり親家庭の社会的資源活用例について紹介する。

次に、第4節では熊本市のひとり親家庭の子育てについて理解を深めるために、熊本県のひとり親家庭の社会的背景について確認する。第5節と第6節では、第3節で紹介した子育て支援事業を契機とし、ひとり親家庭での子育てについてさらに詳しく調べるため、本学の社会福祉研究所の助成を受けて現在行っているひとり親家庭に対する熊本市との共同研究で主に昨年度実施したアンケート調査結果に焦点を当てる。最初に基本属性をおさえた上で、階層連鎖の視点から親の子どもに対する教育や子どもとの生活について分析を行う。

最後の第7節では、ひとり親家庭に対してこの2年間取り組まれてきた熊本県の取り組みを紹介することにより、第6節の分析結果までを踏まえ、ひとり親家庭における母親への就労支援だけでなく子どもに対する社会的支援の在り方について考察を行う。

なお、この調査研究成果から前述の事業や授業などを通じて、学生に対して熊本市のひとり親の母子家庭についての現状や課題などについて、教育やボランティア育成の指導へのフィードバックも目指しており、現在もすでに始めている。

## 2. 福祉国家論における母子家庭の位置づけ

ひとり親家庭、特に母子家庭における子育ての背景となる日本社会の福祉国家としての位置づけを確認することにより、本稿で焦点を当てるひとり親家庭、特に母子家庭における子育てに対する社会的課題について考えていきたい。E.アンデルセンは、社会福祉国家レジームの類型として、日本を「家族主義」(familialism)として、社会民主主義、保守主義、自由主義に次ぐ第四番目の類型として位置づけている。この類型は家族や企業が福祉を主に担う点が特徴とされる。しかも、家族

においてケアを担うのは女性である<sup>5)</sup>。この「家族主義」は韓国なども含まれ、アジア地域の福祉国家の特殊性とも位置づけられている<sup>6)</sup>。

この類型は同時に性別役割分業に基づく標準的家族モデルが前提とされ、解決策としてE.アンデルセンは「男性の女性化」を提案している<sup>7)</sup>。しかし、ひとり親家庭の母親の場合は、夫婦による性別役割分業という日本社会の前提から外れるため、家事や子育てだけでなく、すべての生活費の負担も母親が抱え込むこととなる。しかも、ほとんどの母親が別れた夫から養育費の支払いも受けておらず、自立した個人による自由競争が前提とされる労働市場において、母親は子育てという職場では不利に扱われる条件を背負いながら、仕事による生計の維持と家事・育児という過重負担の中で暮らしている。

しかしながら、我々が今回の調査でインタビューを行った母親たちも、非正規勤務であるにも関わらず、非正規雇用から正規雇用への変更の申し出を断っている。いずれの母親の場合も、理由は子どもの学校参観や個別面談の際に休めなくなるからというものであった。就労上不利であっても母親たちは子どもに関する物事を優先していた。子どもや障害者のように人に依存しなければ生きていけない者に対する無償のケア労働は依存者にとってなくてはならないものである。その多くを女性が担っているにもかかわらず、この労働を担うものへの社会の理解が得られていない。依存を必要とするものに対して提供されるこの労働を、E.F.キッティは「愛の労働」(Love's Labor)と名付け、この労働自体への正当性への理解を求めている<sup>8)</sup>。

日本では、少子化を背景として様々な子育て支援やワーク・ライフ・バランス運動が展開されているにも関わらず、多くが非正規雇用者であるひとり親家庭の母親たちにとってはこれらの施策は「絵に描いた餅」であり、時給で働く母親にとっては、時短労働も子の看護休暇などの制度の充実も収入減少につながるために選択の対象外である。むしろ、戦後より一貫してとられてきた母親の就業を重視する施策の展開の中では、ひとり親家庭の母親は子どもとの時間や関係を犠牲にして働くことが要求された。「シングル・マザーが子どものケアを選択する余地は制度的に整えられず、あくまでも『理想』とされた」<sup>9)</sup>のである。子育てはひとり親家庭の母親にとっては就労阻害要因に過ぎない。このような日本のひとり親家庭の母親に対する施策を、M.キルキイは「貧困な労働者モデル」と位置づけている<sup>10)</sup>。

ひとり親家庭の母親は就業困難であり、たとえ仕事に就けても子どものことよりも労働を優先することが要求される中で、家庭での養育や教育態度にも関連した貧困の連鎖が懸念される。日本の場合、離別の父親にも子どもに対する扶養責任が民法上規定されている。しかし、アメリカやイギリスと異なり、養育費支払いの強制措置や罰則が制度上無いため、実質的には責任は問われず、ひとり親家庭の母親の対する生活保障としての役割を果たしていない<sup>11) 12)</sup>。ケアや教育という「子育て」に対する社会保障である児童手当 (child benefit) は、医療保険の給付などと異なり実際の出費は考慮されない<sup>13)</sup>。そのため児童手当の拡張版である子ども手当も、生活費の補てんにあてざるおえないことも起こりえる現状である。

家族の所得格差を背景に、やる気や学力と将来への希望の二極化が進行する中、ひとり親家庭の母親や子どもに対する自己責任批判は空しく、何の解決ももたらさない。ひとり親家庭の母親が抱

える問題は、本人自身の問題というよりは、「家族主義」的福祉施策を背景に、日本社会が、標準的な核家族に焦点を当てる従来からの家族制度をもとに、そこから外れるひとり親家庭を周縁化してきたことに問題があるといえるだろう<sup>14)</sup>。

次節では、この周辺化されてきたひとり親家庭において、さらに母親の就労支援の二の次とされてきた子ども支援に対し、本研究の契機となった本学が熊本市と共同で取り組んでいる社会的支援のこれまでの実績と成果、およびその中から徐々に明らかになってきた支援上の課題についてまとめることにする。

### 3. 熊本学園大学におけるひとり親家庭支援の取り組み—経緯と課題—

2007年4月以降、熊本学園大学（以下、本学）は、熊本市と連携協力しながら、「ひとり親家庭児童訪問援助事業」（以下、訪問援助事業）に取り組んでいる。

同年3月、熊本市は、ひとり親家庭（母子家庭及び父子家庭）等の現状や「母子及び寡婦福祉法」一部改正等の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じたひとり親家庭等に対する施策を総合的かつ継続的に展開するため、「熊本市ひとり親家庭等自立促進計画」（2009年3月改訂）を策定したが、そのなかに、子育て・生活支援策の一つとして、「ひとり親家庭にホームフレンド（児童訪問援助員）を派遣して子どもの悩みなどを聞き、健康で安定した生活が送れるように支援するための事業」として「ホームフレンド事業」が盛り込まれた。そして、同事業の計画化にあたって、2006年末頃、その協力依頼が、当時の子ども家庭福祉学科長を通じて、社会福祉学部を擁する本学になされたことが取り組みの直接的契機となっている。これを受けて、本学では、学長を委員長とする「熊本市ひとり親家庭児童訪問援助事業等実施委員会」を立ち上げ、大学として取り組むべき業務内容及びその実施体制について協議した。そして、2007年4月16日、熊本市と本学は、後、両者間の「包括的連携に関する協定」（2008年8月）への足懸りとなる「訪問援助事業等の実施に係る連携協力」に関する協定を締結した。

この事業の目的は、「母子家庭及び父子家庭（以下これらを「ひとり親家庭」という。）の児童に対して、児童訪問援助員を派遣し、親との死別、親の離婚等により精神的に不安定な状態にある児童の心の葛藤の緩和や児童の心の支えとなること」（「訪問援助事業実施要綱」）にあるが、具体的な内容として、①訪問対象者は、ひとり親家庭及び父母のいない家庭の小・中学生、②派遣先は、対象者の家庭（活動場所は自宅、公園・図書館等の公共施設など）、③活動内容は、児童の話し相手、相談相手及び遊び相手や簡単な学習指導、その他、派遣先の家庭及び児童の状況に応じて必要な指導または援助、④活動時間は、派遣先への移動を含めて概ね4時間、⑤活動時間帯等は、原則として9時から21時の間（時間帯・曜日については、派遣先の家庭と調整）、⑥派遣回数等は、派遣児童1名につき、月2回以内、最長6ヶ月間、⑦謝礼等は、1回の訪問につき、交通費を含めて2,400円を支給、などとなっている。訪問援助員は、登録を受け、熊本市と本学が実施する事前・事後を含む研修を受講すること及び、指導援助を行ったときは、市長に活動状況報告書を提出することが

義務づけられている。また、全員が「熊本市ボランティア活動保険」に加入している。

これまでの主な実施経過は、以下の通りである。開設年度の2007年度であるが、4月中旬以降、熊本市ホームページ・市政だより等で訪問援助事業についての広報がなされ、5月1日から訪問希望世帯の申請交付を開始した。5月上旬に、事業についての学生に対する説明会を開催し、大学院社会福祉学研究科修士課程及び社会福祉学部社会福祉学科子ども家庭福祉コース（現・子ども家庭福祉学科）の学生3・4年次を対象に、訪問援助員を募集した。また同月中旬に、2回の研修会を開催した（男子学生についてのみ、10月に2次募集を実施）。登録者数は、115名（男性14名、女性101名）であった。ひとり親家庭からの申請者数は47名（男児32名、女児15名）であったが、訪問援助員23名（男子13名、女子10名）が辞退・待機・保留を除く29名（男児21名、女児8名）を訪問し、指導援助を行った。2008年2月には、事後の研修として、フォローアップ研修会を開催し、訪問援助員による実践発表やグループ討議・意見交換を行った。事業については、実施主体である地方公共団体と研究・教育を目的とする大学とが連携協力して実施するという全国初の取り組みであったため、マスコミからも多めに注目されることとなり、複数回にわたり、新聞社、テレビ・ラジオ局からの取材が行われた。

2008年度には、訪問援助員に対する研修の拡充整備と登録者数の安定的確保をめざして、通常の授業とリンクさせ、単位化を図るということで、社会福祉学部子ども家庭福祉学科の選択科目「児童ソーシャルワーク特論」（半期、2単位、3・4年次。他学部・他学科の学生も受講可）のなかで研修を行うことになった。また、同年9月には、訪問援助事業1周年を記念して、本学と熊本市の共催で、記念講演会「ひとり親家庭支援に求められるもの～日・米・韓・デンマーク母子世帯面接調査から～」(東洋大学社会学部・森田明美教授)を開催した。さらに、同年11月には、本学・熊本日日新聞社主催の公開講座「DOがくもん特別セミナー」として、シンポジウム「ひとり親家庭の子育て支援～大学も子育て応援団～」を開催するなどした。ともに、多数の学生、市民、行政関係者らの参加があった。同年度には申請者数は39名（男児23名、女児16名）、派遣数は31名（男児17名、女児14名）、待機数は3名（男児3名、女子0名）であった。訪問援助員登録者数は64名（男性16名、女性48名）で、派遣援助員数は32名（男性11名、女性21名）であった。登録者数が前年比51名減となったが、これは、「児童ソーシャルワーク特論」の授業日程が他の資格科目と重なってしまったことによるところが大きかった。2009年2月には、フォローアップ研修会が開催され、訪問援助員27名（男性5名、女性22名）の参加があった。

2009年度には、学科のカリキュラム変更を行い、「児童ソーシャルワーク特論」を2年次から受講できるようにした。また、同年10月には、「子ども家庭福祉学科完成記念レセプション」において、シンポジウム「児童ソーシャルワークを学んで」を開催し、訪問援助事業の現状と課題について討議した。同年度には、申請数は22名（男児13名、女児9名）、派遣数は15名（男児9名、女児6名）、待機数は6名（男児3名、女児3名）であった。訪問援助員の登録者数は、前年比18名減の46名（男子8名、女子38名）で、派遣援助員数は21名（男子3名、女子18名）であった。2010年2月に開催されたフォローアップ研修会には、21名（男性3名、女性18名）の参加があった。



写真1. 熊本市ひとり親家庭児童訪問援助事業フォローアップ研修会（2010年2月）

2010年度には、これまでの取り組みに加えて、新たに、提携事業の一つである「ひとり親家庭が抱える諸問題に関する研究」に着手し始めた。同研究は「シングル・ペアレント・ファミリー支援についての調査研究」と題するもので、本学附属社会福祉研究所の予算を得て、家族社会学、児童福祉論、保育学を専攻する本学教授陣を中心に3年計画で進められている。同年度における申請数は13名（男児8名、女児5名）、派遣数は8名（男児5名、女児3名）、待機数は13名（男児8名、女児5名）であった。訪問援助員の登録者数は42名（男子3名、女子39名）、派遣援助数は10名（男子2名、女子8名）であった。

訪問援助事業に取り組んで今年度（2011年度）で6年目になるが、この間、事業そのものはまったくの手探り状態で進めてきたというのが実感である。関連する自治体施策や他市町村の事案を参考にしながらも、これまで全国的に例のない施策であることから、熊本市と頻繁に連絡・協議しながら事業を推進してきた。事業の実施にあたっては、固有の事情（学生が家庭等を訪問）から難しさを懸念する声も学内で挙がったが、発達障がいのある子どもなど特別の配慮を要するケースには経験ある複数の訪問援助員を派遣するなど様々な工夫を凝らし、全体としては、子ども・保護者と訪問援助員との相性がいま一つ（いわゆる“ミスマッチ”）という数例のケースを除いて、特に大きな問題もなく推移してきているように思われる。市が実施した訪問援助事業に関するアンケート調査（2008年度）によれば、利用者である保護者から、「子ども達は援助員になつて、それはそれは笑顔が絶えない時間でした。いつも、援助員の訪問を楽しみにしていました」、「心から笑い合い、遊べたことが子ども達にとってすごくプラスになったようです。仕事から帰り、子ども達が体感したことを嬉しそうに話す姿を見てすごく安心し、嬉しく思います」など、肯定的な意見が多く寄せられている。また、訪問援助員からも、「社会福祉を学んでいる学生として、実践的な事業に参加することができて、とてもいい経験になりました。この経験を今後に生かしていきたいです」、「ひとり親家庭の現状を知り、また今後どのような支援が必要か考えるきっかけになりました」などの意見が出され、少なくない手応えを感じているようである。

しかしながら、今後の課題としていくつか指摘することができる。第1には、訪問援助員（特に

運動遊び等で保護者から希望の多い男子学生)数を安定的・継続的に確保していくということである。事業の性格から、子ども家庭福祉に関する一定の知識・経験を有している学生が望ましいということに加え、学生自身の自発的な意識に支えられているだけに、いかにその力量とモチベーションを高めつつ、大学院学生を含むある程度の数の訪問援助員を確保していくかが課題である。かかる方策の一つとして、「児童ソーシャルワーク特論」はすでに他学部・他学科の学生も受講できるようになっているが、この科目の意義や内容をもっと多くの学生に知ってもらうことなどが挙げられる。

第2には、訪問援助員に対する教育指導内容及び体制を改善・充実していくということである。事業の進展に伴い、研修を通常の授業のなかで継続的に行ったり、活動上の悩みを抱えている学生に対する本学と市との協働による相談援助を実施したりしてきているが、必ずしも十分であるとはいえない。日常的な交流をはじめとする訪問援助員間のピアカウンセリング組織の確立や、事業計画当初に構想されていたものの、予算措置との関係で今日まで実現していない市レベルにおける専門的コーディネーター(訪問対象児童と訪問援助員とのマッチングや相互の調整の担当)の配置などに取り組んでいく必要がある。

そして、第3には、訪問援助事業の持つ社会的意義について、さらに深めていくということである。利用者に対する事業サービスのさらなる向上(2回以上の申請を広く可能とするなど)はもとより、全国初である地方公共団体と大学との連携協力の意味を自覚的にとらえていく必要がある。学生の福祉教育に資するものとして、また、研究・教育機関である大学を拠点とする地域の子育て支援活動や自治体施策の策定・実施・評価過程におけるシンクタンクとしてのあり方を模索するものとして、熊本という地域から、新時代における子ども家庭福祉実践のモデルを提示していきたいと考えている<sup>15)</sup>。

#### 4. 熊本県におけるひとり親世帯の社会的背景

ここでは、第3節の支援事業の対象であり、第5節からの調査分析対象の背景である熊本県内のひとり親の母子家庭の特徴について確認していくことにする。2005年の国勢調査結果によると、ひとり親家庭の世帯率は母子家庭が全国平均7.1%に対し熊本県は7.8%と少し高めであるが、父子家庭は全国平均1.3%に対し、熊本県は1.2%と若干低い。母子家庭率が全国平均より高く、父子家庭率が全国平均値より若干低いというこの傾向は世帯分類の結果が出ている2005年までの国勢調査結果各年に共通してみられる。

では、このようなひとり親家庭が、熊本県でどのような事情を抱えて生活をしているかを考えるために、以下にいくつかの地域指標を確認していくことにする。

地方格差が進行しているのは熊本県も例外では無い。地方公共団体の財政力を示す指標である財政力指数では、2008年度の熊本県の値は0.395で全国32位、計4つのグループ中第Ⅲグループに属し、県全体としての財政力が強いとは決していえない状況である。また、2010年11月に改定された



最低賃金の金額においても、全国平均が730円、東京都や神奈川県では830円を超えているが、熊本県は643円で全国38位である。

前述のように、母子家庭への施策転換として、現在ワークフェア施策が推進されており、熊本県内も同様である。しかし、地域格差が進む中で、財政力にしても、賃金水準にしても、このように決して高くない。ひとり親家庭の親の場合、片働きであることから、働いていても収入が厳しい生活環境であることがうかがえる。しかし、学費や習い事、塾代など子どもへの教育に対する支出は、賃金水準の高い都市の場合もこのような地方都市の場合も変わらない場合も多く、大変不利な状況にある。

そこで、教育格差について比較してみると、高校卒業後の進学状況では、2008年度の社会人口統計体系によると、高校卒業後の大学や短期大学などへの進学率は全国平均が53.8%であるのに対し、熊本県が42.2%と全国でも42位と低い。

親の帰属する社会階層が、子どもの将来帰属する社会階層を規定していることがよく指摘されている<sup>16) 17)</sup>。実際に、大学の進学率においても両親の年収との相関が非常に高い<sup>18) 4)</sup>。親が貧困の場合、子どもにその貧困が連鎖する階層の再生産は「希望格差社会」<sup>2)</sup>や「学歴分断線」<sup>18) 19)</sup>とも表現されている。

このことは、ひとり親家庭の子どもに対しても重要な視点であると考えられる。特に母子家庭の年収が2005年には平均213万円（厚生労働省 平成18年度全国母子世帯等調査結果より）と全世帯平均値の563.8万円に比べると半分に満たず大変低い。しかし、このような官公庁統計には、母親の最終学歴の項目は無い。漠然と母子家庭全体に対しての施策ではなく、子どもへの教育と母親の最終学歴との相関に焦点を当てた施策などサブグループ化による詳しい対応が必要であると思われる。

例えば、昨年より従来の児童手当が拡大されて支給されている子ども手当は、ひとり親家庭において、どのような目的に使われているだろうか。子どもの福利のために直接使われているのかなど、他の要因とも合わせた分析が求められるだろう。

以上のことから、地方都市に暮らすひとり親家庭、特に収入的にも不利な状況にあると考えられる母子家庭に焦点を当て、子育てや家庭生活についてのアンケート調査結果の分析を行い、親子関係や社会階層の連鎖について分析することにより、課題と対策について考えていきたい。

## 5. 調査の概要

### 1) 調査の目的と意義

本研究は、これまで私事として問題とされることのなかったひとり親家庭の母親の子育てに焦点を当てて、その不利な状況下における子育てが子どもにどのような影響を与えるのかについて調べることが目的である。先行研究では、ひとり親家庭に関する文献は原稿執筆時においてCiNii上で「ひとり親家庭」71件、「母子家庭」242件、「父子家庭」74件の計387件であった。そのうち法律や制度、施策に関するものが3割、現状や課題に関するものが約2割、自治体やNPO等による調査

や実践報告に関するものが約1割、次いで心理学関連や保健・衛生関連の文献などが続く。これらの先行研究中、ひとり親家庭、特に母子家庭における現状や課題についての文献では、主に職業訓練や自立支援の状況、住環境問題、ドメスティック・バイオレンス、公的調査結果からうかがえる問題点などが取り上げられ、中学生の子どもへの教育、交流や養護における問題は取りあげられていない。

本調査は、ひとり親家庭の子どものとの関わりについて焦点を当てた量的調査と解析からより詳しい関連を見つけ出すこと、および母親や子どもへのインタビューによる質的調査である。現在は、独自にひとり親家庭に対する量的調査データを得ることは大変困難であるが、本学は前述のように熊本市と共同で事業を行っているため、熊本市との共同研究として量的調査を行うことができた。そのため、市内のひとり親家庭での子育てに関する独自のデータを得て、ひとり親家庭における子育てに関して多変量解析等の分析を行うことが可能となった。子どもとの関係に焦点を当てたアンケートの内容であること、及び独自データによって単純集計以上の分析が可能であることは、これまでの公的調査における生活や就労支援ニーズの単純集計による把握やその二次分析による研究とは全く異なる点であり、本調査は研究目的にも適うものである。

## 2) 調査方法

本調査研究は、子どもの進学への影響など社会階層の連鎖の問題に焦点を当てるため、ひとり親家庭における子育てと家庭生活についてのアンケート調査とインタビュー調査を行った。調査研究対象者は、高校への進学を控えている中学生の子を持つ熊本市内に住む児童扶養手当受給者資格者リストの母子家庭の母親2,709世帯を対象とし、その中から無作為抽出した1,000世帯にアンケート用紙を配布した。父子家庭については、もともと福祉施策上支援対象となつてこなかった歴史的経緯があるため、行政も把握ができていない。調査同年6月より児童扶養手当の支給が開始されていたが、これまで支給対象とみなされてこなかったため、当事者である父親たちへのこの支給に対する認知が徹底していない問題もあり調査時点ではまだ申請が殆ど無かったため、市も対象者の把握ができておらず、無作為抽出が可能な受給者リストが出来ていなかったため今回の調査対象者リストには加えられなかった。なお、調査研究上の倫理上の配慮については留意した<sup>注5)</sup>。

配布時期は2010年10月末に郵送法によって配布し2週間以内の返送で依頼を行った。一部返信がかなりずれこんだため、実際の回収には同年12月末まで掛かった。回収数は310票（回収率31.0%）であったが、祖母代理が明記されているものや母親の年齢が無記入のものも祖母代筆の可能性があるので無効票とした。その結果、有効票数は302票であった。

なお、配布したアンケートの調査協力依頼についての付け書には、より詳しい状況をお話しいただける場合にはインタビュー調査に応じていただくよう依頼を載せたところ、連絡があった6名の母親に対し、順次インタビュー調査を行った。そのうち母親の中で了解が得られた男女2名の中学生の子どもに対してもインタビュー調査を行うことができた。

### 3) 母親の基本属性

配布回収時点での母親の平均年齢は41.47歳（Range 31-55 SD 4.68）であった。

就労率は91.9%（274人）と高く、その就労形態は、公務員や民間企業の正規従業員を合わせて42.0%（125人）、フルタイムやパートタイムを合わせた臨時職員が39.3%（117人）、自営業と家族従業者が9.7%（29人）、ほかには内職や休暇中などであった。無職は8.1%（24人）と少ない。

子ども数は、1人が28.5%（86人）、2人が51.3%（155人）、3人が15.2%（46人）で、2人以下が8割を占めた。世帯構成は、母親と子どもの世帯が81.3%（231人）、母親と子どもに加えて祖父母との同居が15.5%（44人）と核家族世帯での暮らしが8割を超える。

住居形態は、民間賃貸住宅が32.8%（98人）、公営住宅が31.8%（95人）、持ち家が15.7%（47人）、親の持ち家に同居が15.1%（45人）であった。

児童扶養手当の受給率は92.6%（276人）、生活保護の受給率は5.7%（17人）であった。

### 4) ひとり親になった時の背景

ひとり親となった時点の年齢は平均32.11歳（Range 19-48 SD 5.12）であった。範囲で分けると、30-34歳が33.9%（102人）が一番多く、その前後である25-29歳が26.9%（81人）、35-39歳が25.9%（78人）と多くなっている。ただし、離婚は一回とは限らず、複数回の場合もあるので、その場合は最初の離婚時の年齢にしている。

ひとり親家庭となった理由については、一番多かったのは「離婚」96.7%（289人）で大半を占めるが、そのほかに「死別」1.3%（4人）、「未婚」1.3%（4人）であった。前出の行政調査結果とは異なり、今回の回答者は圧倒的に離婚によってひとり親家庭になったものが多いことが特徴である。

ひとり親家庭になった相手の理由について選択肢からの複数回答によって尋ねたところ、一番多かったのは「借金」52.4%（153人）、次いで多い順番に「性格の不一致」41.8%（122人）、「異性問題」32.9%（96人）、「生活費を入れない」30.8%（90人）、「ギャンブルや浪費」30.1%（88人）であった。全般的に、離婚の背景には経済的問題が一番大きいことが分かる。

また、この他にも「身体的暴力」23.3%（68人）や「精神的暴力」22.3%（65人）といったドメスティック・バイオレンスが理由であることも挙げられており、このことは離婚後の母子の生活にとって精神的にも大きな影響を与えるものであり、結果的に子どもの将来への影響を与えかねない危険性を持つことが懸念される。

### 5) 暮らし向きについて

ひとり親になった時の理由からもうかがえるが、養育費の取り決めについても「取り決めをしなかった」52.6%（152人）が一番多く、「取り決めは全く守られていない」も22.5%（65人）と次いで多い。これに対して「取り決めが守られている」のは15.9%（46人）に過ぎず、7割以上のものが

養育費を受け取っていない。

母親の1週間の仕事時間については、「40時間～44時間」30.8%（84人）と一番多く、45時間以上のもも32.6%（89名）と労働時間は長い。しかし、過去1年間の勤労収入は、「100万円～150万円未満」の24.4%（66人）が一番多く、次いで「150万円～200万円未満」18.1%（49人）となり、200万円未満が全体の6割を超える。児童扶養手当などを含む1年間の総収入では若干増えるが、それでも年収200万円未満が過半数を占める。

そのため、生活上の悩みについて選択肢を複数回答で尋ねると、「生活費」を選択したものが74.7%（222人）と圧倒的に多かった。次いで多かった項目が「仕事」49.2%（146人）、「子ども」47.5%（141人）であったことから、経済的問題がかなり深刻に認識されていることが分かる。

調査時点は、ちょうど2008年9月に起こったリーマンショックによる世界的金融危機の影響から日本も深刻な不況であった2年を経過後であったが、過去1年間の暮らし向きにいて尋ねると、「とても悪くなった」15.9%（47人）、「やや悪くなった」40.2%（119人）と過半数のものが暮らし向きは悪くなったと回答している。さらに、子育てで困っていることを選択肢の複数回答方式で尋ねても、「子育て費用」が63.4%（189人）と一番多かった。

現在の生活や子育てについて困っていることを尋ねた自由記述欄では、「生活費が足りないこと、それが一番精神的に苦しい」との記述や、2002年の児童扶養手当法の改正により、所得段階を厳しく設定して支給金額が決められるようになったことから「児童扶養手当が毎年減額されていくと、とても苦しい」といった、日本の経済状況悪化の影響に加え、児童扶養手当支給における改革の影響も母子家庭にとっては負担が大きいことが反映されている。中学生の子どもの場合、高校進学のために通う塾の費用だけでなく、課外活動である部活動の部費や遠征費、ユニフォームや道具一式などの諸経費に出費がかさむことへの戸惑いの記述も多く見られた。

社会経済状況の影響に加え、部活動や受験対策に費用が掛かる中学生の子どもを育てることは、ひとり親家庭の母親たちにとってはかなり経済的に厳しいことが示されている。

なお、ここでの各集計における百分率は各問いにおける無回答や非該当を除く有効回答率で示している。

## 6. 分析結果と課題

### 1) 母親の学歴と子どもの教育への連鎖

今回の回答者である母親たちの最終学歴は、「高校卒業」49.3%（149人）が一番多く、次いで「短大・高専卒業後、専門学校」13.2%（40人）である。最終学歴が短大以上の母親は26.87%（81人）、高校卒業後に専門学校までのものが72.5%（219人）であった。母親の年齢幅が31歳-55歳と幅広いが、これらの母親たちが18歳時点での女性の大学・短期大学への進学率は30.8%-44%である（文部科学省 学校基本調査）。単純に比較が出来ないかもしれないが、全体的に低い進学傾向がうかがえる。

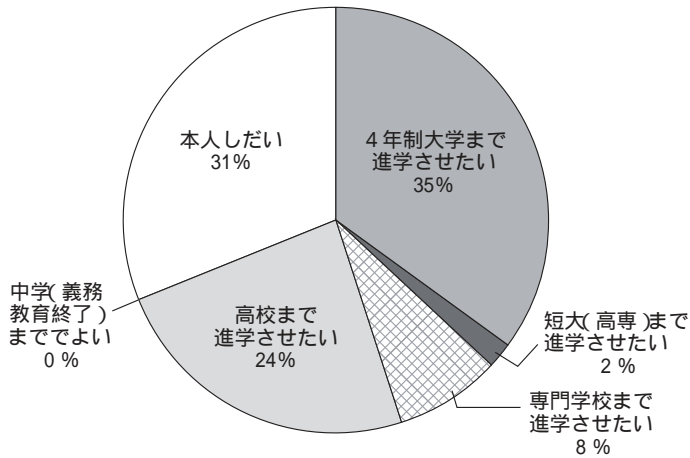


図1. 子どもに望む進学レベル (n=301)

図1. は自分の子どもに対して望む進学レベルについてである。大学や短大(高専)まで進学をさせたいという母親の希望は、合わせて37.2%である。2011年の大学・短期大学への現役進学率は男女合わせて54.5%である。「本人しだい」が30.6%と多いので、このままでは比較が困難なため、母親の最終学歴ごとに子どもに望む進学レベルをクロス分析した結果が図2. である。この結果から明らかなように、母親の最終学歴によって子どもに対して希望する進学レベルが異なっていることが分かる。

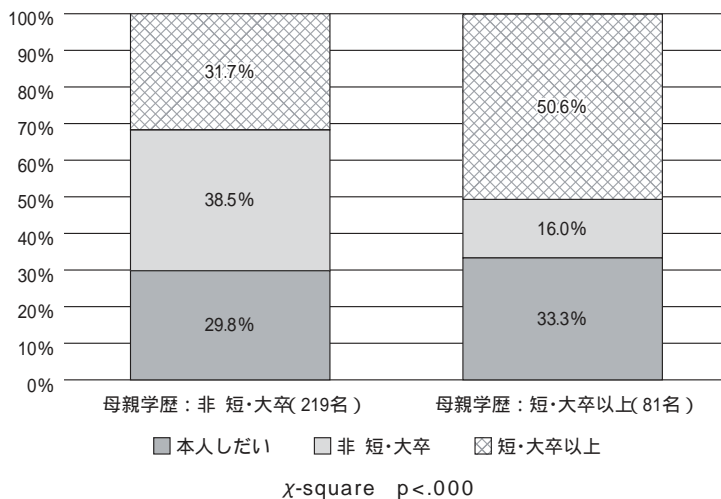


図2. 母親の最終学歴と子どもに望む進学レベル

母親の最終学歴が専門学校までの「非 短・大卒」(219人)と大学・短期大学卒業以上である「短・大卒以上」(81人)の場合の子どもに望む進学レベルを比較すると、「非 短・大卒」の母親

の方が子どもに対しても専門学校までの最終学歴、つまり「非 短・大卒」を望む割合が多く、逆に母親が「短・大卒以上」の場合は、子どもに対しても「短・大卒以上」を望む割合が高い。このような違いは統計的な有意差 ( $\chi$ -square  $p<.000$ ) が見られた。

母親の最終学歴と子どもの教育に対する意識の違いは、子ども手当の使い道の違いにも表れている。図3. は母親の最終学歴と子ども手当の使い方の各項目をクロス分析した結果を図式化したものである。統計的な有意差が見られた項目にアスタリスク (\*\* $p<.05$  \*\*\* $p<.01$ ) を付け、それぞれのパーセントを記入した。統計的な有意差の見られなかった項目についてはパーセントを記入していない。

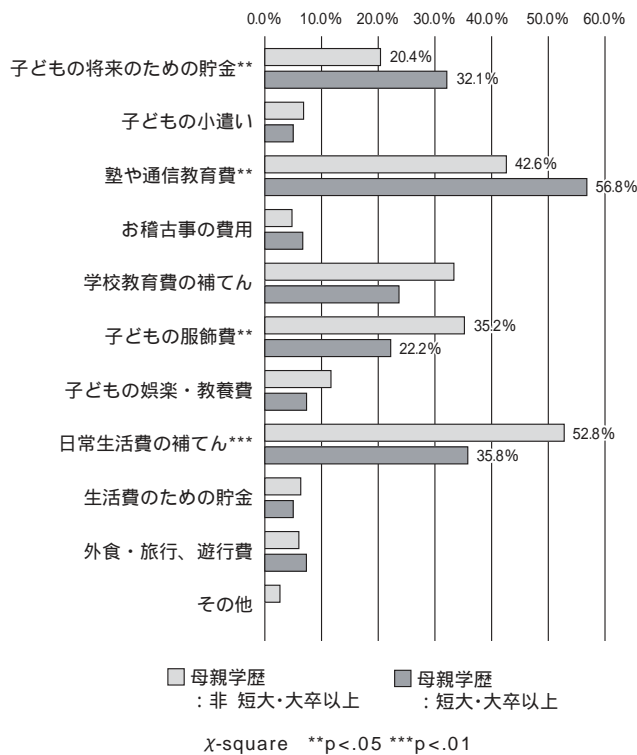


図3. 母親の最終学歴と子ども手当の使い方

母親の最終学歴が「短・大卒以上」の場合は、「子どもの将来への貯金（学資保険や積立貯金など）」（以下、「子どもの将来への貯金」）を選ぶ割合が、「非 短大・大卒以上」よりも統計的に有意に高く、32.1%であった。また、「子どもの塾や通信教育費」（以下、「塾や通信教育費」）を選ぶ割合も有意に高く56.8%であった。これに対して、最終学歴が「非 短大・大卒以上」の母親が「短大・大卒以上」の母親より、統計的に有意に高いのは、「子どもの服飾費（衣料、靴、装飾品）」（以下、「子どもの服飾費」）35.2%と、「日常生活費の補てん（食費や電光熱費、家賃など）」（以下、「日常生活費の補てん」）52.8%であった。

母親の最終学歴によってこのような違いがみられるのは、2つの要因が考えられる。1点目は、母親の最終学歴が低いとその分、選択できる職業や得られる収入が異なるため、子どもに高学歴を付ける教育費の工面が難しいことである。日々の生活費への補てんが子どものためではないという訳ではないが、子どもに関する直接の支出として用いる余裕が無いことが推測される。

2点目は、母親の学歴が低いと、母親自身の子ども手当の使い方への関心が、子どもの将来の大学進学等に備えて学資保険や積立貯金などを行って将来の子どもの教育へ投資するよりは、衣料、靴、装飾品などの現在使用する服飾品に向きやすいということである。ただし、子ども手当自体が調査時点でも政策的に不安定であり、その後の施策の動向により結果的には3歳以上の子どもに対しては減額されることになったことを考慮すると、保険や積立貯金加入はリスクを伴うため、躊躇されたということも考えられる。

母親の最終学歴が低いと子どもに対して希望する最終学歴が低くなることが明らかになったが、さらに子どもに望む進学レベルの理由を複数回答で問うた項目においても、母親の最終学歴2分類と「よい教育をうけさせたいため」（以下、「よい教育」）とでクロス分析を行うと、「短・大卒以上」の母親は35.8%と、「非 短・大卒以上」の母親の21.6%に比べ有意差（ $\chi$ -square  $p<.05$ ）を示した。

そこで、子どもに対する教育アスピレーションに対する母親の学歴と収入の2つの要因のどちらが影響を与えているのかを明らかにするため、母親の最終学歴2分類と子どもに望む進学レベルの理由である「よい教育」との相関を、母親の前年の勤労収入を媒介変数とした偏相関分析を行った。その結果、前年の勤労収入の影響をコントロールしても、母親の最終学歴と「よい教育」との間には相関（ $r=.174$   $p<.05$ ）が見られ、母親の最終学歴が高いほど「よい教育」を志向していることが明らかとなった。前年の収入として児童扶養手当などを含めた前年度の総収入を媒介変数として分析しても結果は同様であった。

同様に、子ども手当の使い方の項目においても偏相関分析を行った結果、母親の勤労収入を媒介変数とした場合は「日常生活費の補てん」（ $r= -.157$   $p<.05$ ）が、また総収入を媒介変数とした場合も「日常生活費の補てん」（ $r= -.128$   $p<.05$ ）と「子どもの服飾費」（ $r= -.136$   $P<.05$ ）の2項目は年収の影響をコントロールしても母親の最終学歴の影響が示された。収入の多寡に関わらず、母親の最終学歴と、子どもに対する教育アスピレーション動機は関係があり、また子ども手当の使い道も母親の最終学歴が影響を与えていることが分かる。

ひとり親家庭の母親は同年代の母親よりも最終学歴が低くなりがちであり、その結果、子どもたちの将来の進学にも不利になる可能性があることが判明した。ひとり親家庭の母親の子どもには、母親の所属階層の再生産が起きやすく、日本では学歴にともなう就職上の不利益の問題もあることから、貧困の再生産の危険を伴いやすいといえる。

## 2) 母親の学歴と子どもの生活

### ① 子どもとの交流頻度

ひとり親家庭の生活のなかでの子どもとの交流についての11項目では、今回の調査の全般的な傾

向として、「その日の出来事を話す」、「一緒に夕食をとる」、「買い物や外食」などの子どもとの生活の項目は80%以上が行うと回答しており、日常的に子どもとの時間をつくり、子どもとかわっている母親の姿がうかがえた。なかでもやや知識や技能が必要な勉強・スポーツなどになると、行う傾向にある母親は半数以下になる。さらに、特別な行事と考えられる「旅行」や「名所や旧跡の訪問」などは、行う傾向にある母親は3分の1以下にとどまっている。

これらの11項目（問1）について、母親の最終学歴をさらに「中卒・高校中退」「専門学校卒・高卒」「短大・大卒以上」の3段階に分けてクロス分析をした結果、「中卒・高校中退」の母親と「短大・大卒以上」の母親との違いを示した結果が図. 4である。

最終学歴が「中学卒業・高校中退」の母親に注目してみると、「旅行」(p<.01), 「学校行事への参加」(p<.05), 「子どもの友達の保護者との交流」(p<.01)において母親の最終学歴との関連が見られ、学歴が高いほどよく行う傾向が見られた。「旅行」を「よくする」、「ときどきする」と回答した「中学卒業・高校中退」の母親は12.9%で、「短大・大卒以上」の母親の45.6%の3分の1以下となっている。「学校行事への参加」の項目においても中学卒業・高校中退の母親は48.4%であり、短大・大卒以上の母親が77.5%の3分の2以下にとどまっている。「子どもの友達の保護者の交流」の項目においても中学卒業・高校中退の母親においては22.6%であり、短大・大卒以上の母親のうち62.5%の3分の1程度になっている。

このような結果から、母親の学歴によって、子どもの生活に違いがあり、また子どもを支える人的資源の状況にも影響をしていることが分かった。

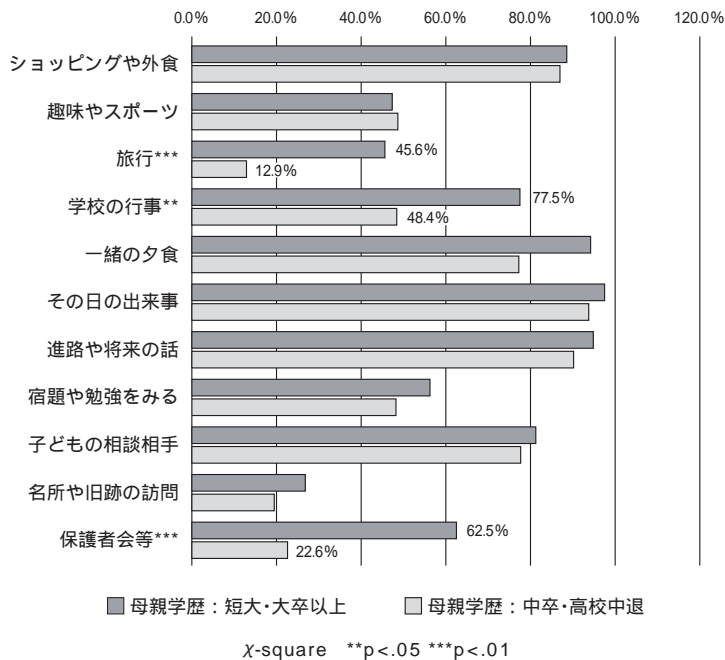


図4. 母親の最終学歴と子どもとの交流



こうした、学歴によって違いが出てくることの理由に、まず、家庭の経済的問題の影響が考えられる。昨年1年間の総収入を聞くと、200万円未満の家庭が、「中学校卒業・高校中退」の母親は83.9%、「専門学校卒・高卒」が53.6%、「短大・大学卒以上」38.5%となっており、母親の最終学歴間の違いが出ている。また、平均の子どもの人数が「中卒・高校中退」の母親は2.25人あり、3割の家庭に子どもが3人以上いる。「高校卒・専門学校卒」の母親の2.01人、「短大・大学卒以上」の母親の1.82人と比較しても多い状況である。こうした家庭の経済的状況や子どもの人数など物理的な背景が子どもの生活へ影響していると考えられる。

また、「中卒・高校中退」の母親は、子どもと同年齢の母親の年齢と比べると比較的若い傾向にあり<sup>注6)</sup>、子どもが同年代であっても親の年齢が異なることにより、仲間を作ったり、コミュニケーションなどをとりづらかったりすることも考えられる。また、「会話など、一緒に楽しい時間を過ごす」人を聞いた問いには、「友人・知人」と回答している割合は、「高卒専門学校卒」62.0%、「短大・大卒以上」70.1%と比較して、「中学卒業、高校中退」の母親が45.2%と低い傾向が見られた。同年代の友人との交流が他の母親と比較しても低いことを考えると、子ども関係の対人関係に限ったことではなく、母親本人の対人関係の在り方が子ども関係の行事の参加や保護者との関係にも影響していると考えられる。

このような結果から、家庭の状況が子どもの生活に影響していると考えられる。それが子どもの体験や経験の違いとなって表れてくるだろうことを考えると、どの子どもにも共通に保障される学校での経験は子どもの成長にとって重要な意味を持つといえる。学校で行われる課外活動の体験、修学旅行など経験も同様である。しかし、生活の中でさまざまな経験ができにくい環境にある子どもの保護者の方がむしろ、子どもにとって学校が過ごしやすい環境となるために有効と考えられる「子どもの友だちの保護者との交流」、「学校行事への参加」などの意識が低く、保護者や学校とのネットワークに重要性を感じていない状況がみられる。保護者自身が学校で子どもが経験や体験することの意味や大切さを理解し、学校を楽しく安心して過ごせるような環境へ配慮をすることの重要性を認識することが求められる。

## ② 子どもの養護・しつけ

子どもの養護のなかで、「子どもの持ち物や洋服に気をつける」、「栄養バランスのとれた食事づくりに心がけている」、「家の中を清潔に保つように心がけている」、「子どもの心身の健康状態に気をつける」など養護に関することを4項目尋ねた。どの項目も85%以上の母親が「する」・「ときどきする」と心がけている傾向がみられた。これらの項目について母親の最終学歴によって違いがあるかをみると、「栄養バランスのとれた食事づくりに心がけている」(p<.05)については、母親の学歴に関連性が見られ「短大・大卒以上」の母親のほうが、「非 短大・大卒以上」の母親より気をつけている傾向が見られた。他の項目については学歴との関連性は見られなかった。

また、子どものしつけのなかで、「起床・就寝時間を守らせるなど規則正しい生活リズムで暮らせるように配慮する」、「テレビ・ゲームで長い時間を過ごさないように気をつける」、「言葉づかいや礼儀について教える」、「子どものお金の遣い方に気をつける」などしつけに関することを4項目

聞いた。どの項目も80%以上の母親が「よくする」・「ときどきする」と回答して日頃から子どものしつけに心がけている傾向がみられた。

これらの項目のなかで、「起床・就寝時間を守らせるなど規則正しい生活リズムで暮らせるように配慮する」(p<.01)、「テレビ・ゲームで長い時間を過ごさないように気をつける」(p<.01)は母親の最終学歴の違いによる関連性がみられた。「短大・大卒以上」の母親のほうが、「非 短大・大卒以上」の母親より気をつけている傾向が見られた。特に「テレビ・ゲームで長い時間を過ごさないように気をつける」項目においては、「短大・大学卒以上」では95%以上の母親が、「よくする」、「ときどきする」と心がけていると回答しているが、「中学卒業・高校中退」の母親は73.3%と、その差は20%以上開きがある。

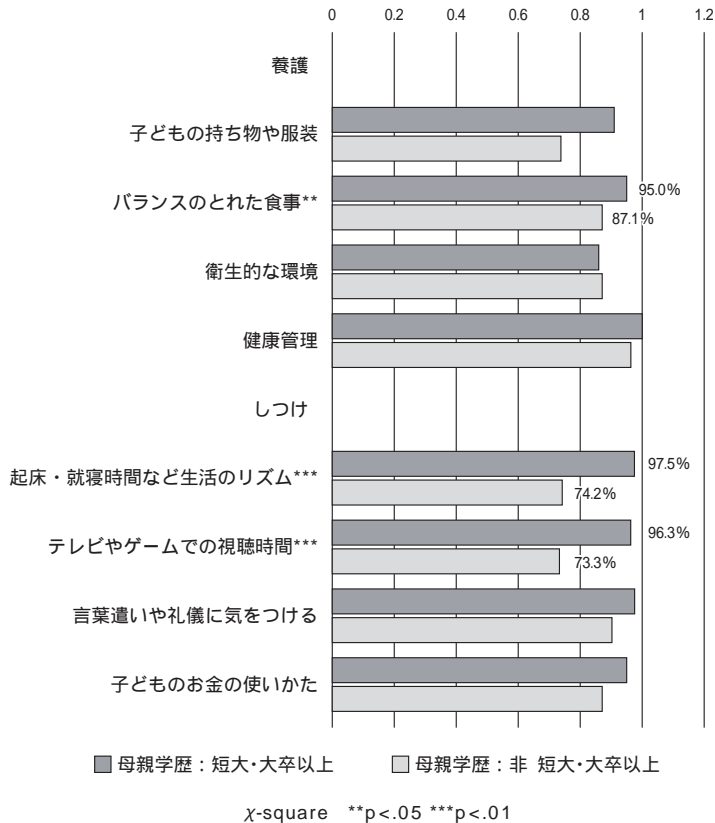


図5. 母親の最終学歴と子どもの養護・しつけ

この結果から、今回の回答者のひとり親家庭の母親の全体が、子どもの生活に関心があり、細やかに子どもの生活にかかわっている姿がより見られた。母親の最終学歴による違いをみていくと、特に子どもの生活時間への関心の違いがみえてきている。学歴によって違いがある理由について考えると、母親の最終学歴が高いほうが子どもへの進学を望む傾向が影響していると考えられる。

勉強することが子どもにとって重要であると考え、学校で充実した時間を送るためには睡眠などの確保は大切である。また、家庭でも勉強をするということを望んでいれば、テレビ・ゲームなどの視聴時間への配慮も当然である。

勉強する環境や時間を確保するためにきめ細やかな子どもの生活時間へのかかわりは必要なことではあるが、ただ、子どもが中学生という年齢であり、自立していることを考えると、そのかかわりが子どものやる気、子どもの自立に有効なものかは子ども自身の意識を確かめる必要があるといえる。

本節では、調査対象である中学生の子を持つひとり親家庭の母親の最終学歴に焦点を当て、子どもへの教育アスピレーションや子ども手当の使い方、家庭における子どもとの交流やしつけ・養護について分析および考察を行った。

その結果、いずれも分析においても母親の最終学歴が子どもに対する母親の教育姿勢や子どもとの交流、養護・しつけに影響を与えていることが判明した。しかも、子どもに対する教育姿勢に対しては必ずしも母親の収入による制約ではないことも分析により明らかになった。

親の最終学歴と子どもの最終学歴との間に相関があり、親の子どもに対する養育・教育観が子どもへの階層再生産とその結果としての社会的排除につながりやすいことはフリーターやニートの研究でも言及されている<sup>30</sup>。ひとり親の母子家庭においても、漠然と母子家庭であることが子どもの将来に対して不利に影響しているとのみ理解するのではなく、母親自身の認識の違いによる子どもに対する家庭での養育や教育への姿勢を理解し、子どもへの階層再生産が起らないよう子どもの教育や生活習慣および子どもとの交流など、母親の家庭生活に対する意識への働き掛けや、社会からひとり親の子どもへの直接的な支援の在り方が求められる。最後に、地域における社会的支援の実践2例目として熊本県が平成22年度から2年間に渡り他の自治体でも例をみないほど積極的にひとり親家庭支援に取り組んでいるその内容を紹介し、今回の調査結果と合わせて今後の課題についてまとめにかえて述べていきたい。

## 7. まとめにかえて

### 1) 熊本県の取り組み事例の紹介

これまでの分析および考察より、ひとり親の母子家庭における母親の最終学歴に基づく意識の違いが子どもに対する養育態度や教育観に影響を及ぼしていることが明らかになった。本学も前節で紹介したように熊本市と連携してひとり親家庭等の児童に対して訪問援助事業に取り組んでいることは、ひとり親家庭での養育に対する地域における社会的支援の一つと位置づけられる。さらにここでは、全国的にもかなり地域独自に踏み込んだひとり親家庭支援施策を展開している熊本県の事例を紹介する。

2002（平成14）年の母子寡婦福祉法の改正に伴い、都道府県は国が定めた（1）子育て支援、生活の場の整備（2）就業支援策（3）養育費の確保策（4）経済的支援策（5）その他の各5項目

について具体的な措置を講じなければならない。その中でも、熊本県は2010（平成22）年度から2011（平成23）年度の2年間に「熊本県ひとり親家庭等応援事業」としてひとり親家庭支援に力を入れている。

その具体的な内容は以下の通りである。

大きく2つに分かれ、1つは全国の都道府県において取り組まれている在宅就業支援である。熊本県では420名を対象として医療事務とPC関連業務の2コースからの選択で、訓練期間の12ヶ月間には訓練手当も支給されている。訓練終了後にも継続就労のための業務開拓や受注拡大が目指されている。15億3千万円の予算が充てられ、これは全国最大規模である。

2つ目は熊本県独自の支援事業として取り組まれている生活子育て支援事業であり、これに対しては1億5千万円の予算が充てられている。この生活子育て支援事業では、次の4種類の項目において分けられている。(1) 技能習得・能力開発：キャリアアップ講習 (2) 生活支援：総合相談対応事業、心と体の健康管理支援事業 (3) 子育て支援：学習指導事業、地域教育支援事業 (4) 社会参加促進等：ポータルサイト開設事業、ひとり親家庭等応援隊結成・交流事業。

この熊本県の取り組みが全国の自治体と比較して特徴的なのは、事業予算額や対象者数が全国一の規模であることに加え、就労支援に止まらず、教育支援や生活支援などにも支援内容を拡大し総合的に支援に取り組んでいる点である。特に、ひとり親家庭等の子どもに対する教育支援<sup>注7)</sup>などは、ひとり親家庭の子どもへの貧困対策としての視点を強調した取り組みになっており、現知事自らが大変力を置いている点である。2年間の限定的な取り組みではあるが、直接社会がひとり親家庭の子どもに対し教育学習支援を提供することにより、子ども自身をエンパワーメントすることは、ひとり親家庭での親の教育や養育態度による差異を補い、貧困の再生産を阻止する可能性を秘めており本調査研究結果からも有効性が期待されるものである。

## 2) 今後の課題

本稿では、本学が熊本市と提携しているひとり親家庭等への支援事業に基づき、本学社会福祉学部で行っているひとり親家庭等児童への学生ボランティア派遣の取り組みについて振り返り、母親の子どもに対する教育や養育姿勢についてアンケート調査に基づき分析考察を行った。

第1節では、ひとり親家庭、特に母子家庭に対する福祉施策の動向と本調査研究の目的である母子家庭の子育てと社会的支援に焦点を当てる意義について述べた。第2節では、ひとり親家庭の子育てが私事化されてしまい母親一人の責任となっている理由について日本の福祉国家体制との関連から説明した。第3節で紹介した本学が取り組んでいるひとり親家庭等児童訪問援助事業は、ひとり親家庭への社会的支援であると同時に、授業を通じて今回の調査結果を含めて学生にひとり親家庭の母親の現状や背景を学ぶという学生への福祉教育という機能も担うものである。また、第4節での地域的な特徴を背景に分析を行った第5・6節の調査結果より明らかのように、母親の学歴によって子どもに対する教育や生活に対して意識や実態に差がみられることが明らかになった。

そこで課題となるのは、学生ボランティア派遣の効果は得られつつあっても、本学では活動でき

る学生の安定的な確保が難しいことと、ひとり親家庭の母親の就労内容にともなう年収の低さや子どもへの養育や教育態度などを通じた社会的階層連鎖の可能性の問題が確認されたことから、やはりひとり親家庭や子どもへの社会的支援の充実が必要であることである。

求められる社会的支援の内容としては、熊本県が独自予算を大幅に割いて行っているように、第一に母親に対する安定した就労と収入をはかることによるゆとりの確保である。日本の福祉国家体制は、「家族主義」と位置づけられたように、実際にひとり親家庭でも母親の子どもに対する家庭内での扶養意識が大変強い。非正規ではあってもすでに働いている母親が多く、そこにワークフェア施策をさらに推進するというよりも、むしろこの背景の違いを考慮した上で公的扶助制度の国際的動向が示唆する課題として労働環境・機会の確保があげられる<sup>21)</sup>。ILOが推進しているディーセント・ワークのように、子育てと両立できるような労働条件の提供と、そのことによる子どもの養育や教育への関心を高められるような経済的・時間的・生活の余裕の確保と子どもとの関わりは、母親だけのためだけでなく子どものためにこそ必要である。

第二として、熊本市と本学が共同で行っている学生ボランティア派遣による子どもの学習や生活習慣の補助や、熊本県の支援内容にもあるように、直接ひとり親の子どもに対する地域での学習支援など、子ども自身に直接働きかけることにより、生活習慣を身に付けたり、向学心形成のきっかけを作ることなどが挙げられる。本学のひとり親家庭等の子どもに対する学生ボランティア育成では、活動を通じてこのような多くのひとり親家庭の母親たちの抱える課題を補うものであることが確認できた。本事業は、ひとり親家庭に対する社会的支援として一つの子ども家庭福祉モデルの実践例と位置付けることができよう。

またこの他にも、親に対する子どもの養育や教育、関わり方など意識に働きかけるような場の提供や、親子の交流機会の提供なども考えられるだろう。今後は市や県といった行政だけでなく、地域のNPOやボランティアなど社会関係資本の掘り起しを通じて地域住民が取り組めるようなシステムの構築が課題である。

その他にも、制度的対応としては別れた父親に対する養育費支払いの追及を母親にのみ求めるのではなく<sup>注8)</sup>、国家や社会が父親に扶養責任を追求する法制度の整備も必要な対策であろう。ひとり親家庭の母親の場合、経済的安定の充実は必要不可欠であるが、現在の日本全体の雇用状況の中では、収入が充実した正規雇用への就職は難しい。しかも、行政による就労支援では予算や期間等が限られるという限界もみられる。公的扶助の充実も、すでに児童扶養手当の減額が成立しているため難しい。子どもの福利を考慮すると、母親ばかりに扶養責任や養育費の請求努力が求められるべきものではないだろう。

今回の調査ではアンケート用紙の自由記述欄には、ひとり親の母子家庭として暮らす思いについて枠をはみ出るほどの多くの記述をいただいた。また、インタビューに応じていただいた母親たちやその子どもたちも現在の生活や将来についての希望を多く語ってくれた。我々の研究は3ヶ年計画として継続中であり、今回は初年度実施したアンケート調査に主に焦点を当てて分析を行った<sup>注9)</sup>。まだ、十分な研究成果には至っていないが、このような調査研究に取り組むことで、ひとり親家庭の誰もが自信をもって現在の生活を楽しみ、将来への夢が語れるような福祉社会が少しでも実現で

きることを願う。

\* 本稿は、2011年6月5日(日)に第12回日本子ども家庭福祉学会大会(於 熊本学園大学)において自由研究として報告した内容をまとめ加筆したものである。

今回の調査研究は、平成22年度熊本学園大学附属社会福祉研究所の助成を受け熊本市の協力を得て行った。本調査研究にご協力くださった熊本市内のひとり親家庭の皆様や熊本市子ども未来局子育て支援課の職員の皆様に心よりお礼を申し上げたい。

## 注

注1) 母子及び寡婦福祉法など法令における定義としては「母子家庭等」が用いられ、これには「母子家庭」「父子家庭」「寡婦」が含まれる。戦前より日本政府の施策としては心中対策および富国強兵の視点より母子家庭が支援対象となっていたことに加え、戦後の戦争未亡人への福祉対策として母子家庭への支援が進められてきた。しかし、その後、寡婦と、支援内容によっては家事支援など一部が父子家庭も対象となりつつあることもあり、「母子家庭等」が法令の定義で用いられている。これに対し、「ひとり親」は法的な定義はまだ無いが、今日は行政の施策も含め一般的に「ひとり親家庭」という言葉がよく用いられるようになってきており、自治体による定義の違いも見られるが、「母子家庭」と「父子家庭」を含んで用いることが多い。ここでは、「ひとり親家庭」や「ひとり親」という言葉を「母子家庭」やその母親の上位概念として用いている。

なお、ひとり親家庭が母子家庭を主に指している背景には、「父子家庭」に対する行政支援が、今まであまり積極的には取り組まれては来なかったことがある。その理由は、前述の通り日本の過去の施策においては、家父長制に基づいた旧民法の元では父子家庭は福祉の死角であり、戦後の母子福祉施策は元々戦争未亡人たちによる政府への運動を背景に進められてきたこと、さらに、両親が離婚する場合の未成年の全児の親権の8割以上(厚生労働省:2007年人口動態調査より)を母親がとるため、ひとり親家庭の多くが母子家庭であり、かつ経済的にも父子家庭の平均年収の約半額であることがあげられる。就労構造の悪化による父子家庭の経済的困窮により、平成22年度から児童扶養手当支給の対象となるまでは、父子家庭は、地方公共団体が独自に行っているものを除くと、ほとんど政府による経済的支援の対象では無かった。

注2) 相対的貧困率とは、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の貧困線(中央値の半分)に満たない世帯員の割合をいう。なお、可処分所得とは、所得から所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いたものを指し、子どもとは、17歳以下のものを指す。相対的貧困率は、困窮者の割合を直接示すわけではなく、国によって貧困線の値は異なるため、経済格差の高い場合に中央値が高く設定され、貧困率が上がりやすい。相対的貧困率はその国の国民経済格差の一つの目安に位置づけることができる。「平成22年国民生活基礎調査の概況」における日本の2009年の中央値は224万円、貧困線は112万円であった。

注3) 2002年に改正された児童扶養手当法では、受給開始から一定期間経過後受給者について、平成20年4月から一部支給停止措置が適用されることとなった。しかし、母子家庭の平均収入が依然低い水準にあり、低所得者が多くを占める状況であるため、正当な理由が無く就業または就業活動をしないものを除き、支給停止を凍結する措置が取られている。また、この改正により、児童の父母が手当を受ける場合、前年に養育者以外の親から受けた養育費の額の8割が所得に算入されることとなり、支給金額も母親本人の所得に細かい段階が設けられ、実質的な支給金額削減が図られるようになった。

注4) 東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策研究センター「高校生の進路追跡調査 第一次報告書」(2007年9月)によると、両親の年収が400万円以下の場合、子どもの大学進学率は31.4%であるが、両親年収が1000万円を超えるとその子どもの進学率は62.4%であり、正の相関を描いている。

注5) なお、調査対象者の抽出については、熊本市の協力により、リストからの抽出及び封筒への宛名印刷等の作業は全て市担当部署にて行い、我々大学関係者は一切リストや配布対象者についての情報は一

切知ることが出来無いう、対象者のプライバシー保護については配慮を行った。アンケート調査票への回答および送付は対象者の任意とし、強制ではない。また調査票へは氏名や住所等のプライベートな情報は一切無記入とした。なお、個別インタビュー対象者の選定も、アンケート調査票に同封した調査協力依頼文書にて、調査研究の趣旨に賛同いただける場合は研究用の連絡先に連絡をお願いする形で自発的に協力を申し出た回答者を選出した。このことは無作為抽出で行ったアンケート調査とは異なり、インタビュー調査では対象者に偏りが出る可能性があるが、本人の自発的意志を優先した。インタビューでは、研究の意図、データの使用目的、録音等については事前に了解を取ったうえで行った。

- 注6) 母親全体の平均年齢が41.47歳で、母親全体はで40歳未満は33.1%であるが、中学卒業・高校中退の母親になると40歳未満は64.5%とその割合が高い。
- 注7) 技能訓練に参加しているひとり親の子どもを対象に地域の教育産業に委託し学習指導を行う。技能訓練事業の対象外の子どもに対しても地域の予備校に委託し学習指導を実施するものである。
- 注8) 母子及び寡婦福祉法第5条第2項において、母子家庭の児童の親は、児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するよう努めなければならないと規定されている。
- 注9) インタビュー調査結果については、アンケート調査実施後に自発的に申し込んでくれる対象者を待ったことや対象者の都合の良い時に合わせての日程調整等もあり、昨年度いっぱい掛かった。それからのデータ入力に時間が必要であったため、十分には分析が間に合わず、今回はアンケート調査結果を主に取り上げた。

#### 参 考 文 献

- 1) 埋橋孝文,「ワークフェアの国際的席捲」,埋橋孝文編著『ワークフェア-排除から包摂へ?』,法律文化社,2007.
- 2) 山田昌弘,『希望格差社会』,筑摩書房,2004.
- 3) 青木紀編,『現代日本の「見えない」貧困』,明石書店,2003.
- 4) 元木久男「ひとり親家庭の福祉問題」,『宮崎女子短期大学紀要27』,2001.
- 5) Andersen, E., HYBRID OR UNIQUE?: THE JAPANESE WELFARE STATE BETWEEN EUROPE AND AMERICA, Journal of European Social Policy, Volume 7 Number3, pp.179-189, 1997.
- 6) Rho, B.I., The Development and Prospect of East Asian Welfare Systems, East Asian Cooperation in the Glocal Era, Daunsaem Press, 2006.
- 7) Andersen, E., TROIS LEÇONS SUR L'ETAT-PROVIDENCE, Seuil et République des Idées, 2008. (京極高宣監修『アンデルセン、福祉を語る』, NTT出版, 2008.)
- 8) KITTY, E.F., Love's Labor : Essay on Women, Equality, and Dependency, Routledge, 1999. (岡野八代+牟田和恵監訳『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』, 白澤社, 2010.)
- 9) 湯沢直美,「日本における母子家庭政策の展開」,埋橋孝文編著『ワークフェア-排除から包摂へ?』,法律文化社,2007.
- 10) Kilkey, M., Lone Mothers Between Paid Work and Care, ashgate, 2000. (渡辺千壽子監訳『雇用労働とケアのはざままで』, ミネルヴァ, 2005.)
- 11) 下夷美幸,『養育費政策にみる国家と家族』, 勁草書房, 2008.
- 12) 埋橋孝文,「ワンペアレント・ファミリーの生活保障」,『現代福祉国家の国際比較』, 日本評論社, 1999.
- 13) Pieters, D., Social Security: An Introduction to the Basic Principles, Kluwer Law International BV, 2006. (河野正輝監訳『社会保障の基本原則』, 法律文化社, 2011.)
- 14) 神原文子,「ひとり親家族と社会的排除」, 家族社会学研究18(2), 2007.
- 15) 伊藤良高「ひとり親家庭の子育て支援-大学も子育て応援団-」伊藤良高・中谷彪編『子ども家庭福祉のフロンティア』 晃洋書房, 2008年。

- 16) 青木紀・杉村宏,『現代の貧困と不平等』,明石書店,2007.
  - 17) 青木紀,「学校教育における排除と不平等」,福原宏幸編著『社会的排除/包摂と社会政策』,法律文化社,2008.
  - 18) 吉川徹,『学歴と格差・不平等』,東京大学出版会,2007。
  - 19) 吉川徹,『学齢分断社会』,ちくま書房,2009.
  - 20) 宮本みち子,「家庭環境から見る」,小杉礼子編『フリーターとニート』,勁草書房,2005.
  - 21) 埋橋孝文,「公的扶助制度をめぐる国際的動向と政策的含意」,埋橋孝文編著『比較の中の福祉国家』,ミネルバ,2003.
- 執筆分担 山西 裕美:1,2,4,5,6-1),2)まとめ部分,7. 伊藤良高:3. 出川聖尚子:6-2)